

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定	B0178	耐摩耗工具用語(基本)	Wear resistant tools - Terminology - Basic terms	この規格は、耐摩耗工具で用いる用語及び定義を規定する。耐摩耗工具は、広範囲の加工方式又は用途に応じた種々の工具を総称する。したがって、それらの用語を全て一律に網羅することは困難であるので、共通してよく用いられる基本的な用語を定義する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語の分類及び定義 3.1 耐摩耗工具に共通する一般用語 3.2 耐摩耗工具の用途別工具分類 3.3 耐摩耗工具の用途別工具分類別に用いる用語 附属書A(参考)耐摩耗工具の用途別工具分類に対応する製品			日本機械工業協会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定	B4054	耐摩耗工具用超硬合金の材質選択基準	Recommendation of cemented carbide for wear resistant tools	この規格は、通常使用する耐摩耗工具用超硬合金の材質選択の基準について規定する	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 材質分類記号の決め方 5 材質分類記号 6 材質選択基準 7 表示 附属書A(参考) 参考抗折力 参考文献			日本機械工業協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定	B7076	赤外光学材料の屈折率の測定方法	Test method for refractive index of infrared optical materials	この規格は、赤外波長範囲0.78 μmから25 μmまでで使用される赤外線材料の空気に対する相対屈折率を測定するための標準的な方法を提供する。この規格の範囲は、複屈折材料の屈折率を測定する方法及び複素屈折率を測定する方法を除外する。	主な規定項目は、次のとおり。 以下の項目から構成される予定である。 1. 摘要範囲, 2. 参照国際規格, 3. 用語と定義, 4. 測定方法, 5. 試料, 6. 報告内容		ISO 17328 Test method for refractive index of infrared optical materials(IDT)	一般社団法人日本光学硝子工業協会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定	Q21504	ポートフォリオマネジメントの手引(ISO21504対応JIS)	Guidance on portfolio management	この規格は、プロジェクト及びプログラムに関するポートフォリオマネジメントの行動規範提供の手引を提供する。この規格は、公共又は民間を含むあらゆる種類の組織及びあらゆる規模の組織又は部門に関連する。この規格に提示されている手引は、プロジェクト及びプログラムに関するポートフォリオの特定の環境を満たすように適合させることを意図している。この規格は、プロジェクトマネジメント、プログラムマネジメント、及び一般的な事業ポートフォリオマネジメント(例えば、財務ポートフォリオマネジメント)に関する手引を提供しない。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 用語及び定義 3 ポートフォリオマネジメントの概念 3.1 ポートフォリオの位置づけと必要性 3.2 ポートフォリオの概要 3.3 役割と責任 3.4 ステークホルダー・エンゲージメントとマネジメント 4. ポートフォリオマネジメントの前提 4.1 概要 4.2 ポートフォリオマネジメントの正当性 4.3 ポートフォリオマネジメントの構成 4.4 ポートフォリオ・コンポーネントの類型 4.5 ポートフォリオ・コンポーネントの選択と優先順位付け 4.6 組織のプロセスと仕組みに対する整合化 4.7 ポートフォリオの透明性 4.8 ポートフォリオ成果報告書の構成 4.9 ポートフォリオマネジメントの改善 4.10 ポートフォリオの統制 5 ポートフォリオの運用 5.1 概要 5.2 ポートフォリオの定義 5.3 潜在的なポートフォリオ・コンポーネントの抽出 5.4 ポートフォリオ計画の策定 5.5 ポートフォリオ・コンポーネントの評価と選択 5.6 ポートフォリオの事業目的への適合性 5.7 ポートフォリオ成果の評価と報告 5.8 ポートフォリオの調整と最適化 付録 ポートフォリオのガバナンス		ISO21504:2015 Project, programme and portfolio management – Guidance on portfolio management(IDT)	一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
5	JIS	制定	C6122-1-0	光増幅器—測定方法—第1部:光パワーおよび利得パラメータ	Optical amplifiers—Test methods—Part 1: Optical power and gain parameters	この規格は、商用化されている光増幅器(OA)及び光増幅器サブシステムの、パワーパラメータ及び利得パラメータの測定方法について規定する。ここでいうOAには、光ファイバ増幅器(OFA)、半導体光増幅器(SOA)、及び平面導波路型光増幅器(POWA)を含む。OFAには希土類添加及びラマン効果を用いたOFAを含む。この規格の目的は、JIS C 6121の箇条3で定義するOAパラメータについて、正確かつ信頼性のある測定を行うために必要な一定の条件を確立することにある。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 略語 4 光パワー及び利得測定方法 5 光パワー及び利得パラメータ 6 測定結果 参考文献		IEC 61290-1:2014, Optical amplifiers – Test methods – Part 1: Optical power and gain parameters (IDT)	一般財団法人光産業技術振興協会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	制定	X0500	自動認識及びデータ取得技術—用語	Information technology -- Automatic identification and data capture (AIDC) techniques -- Harmonized vocabulary	この規格は、自動認識及びデータ取得技術における一般的な用語及び定義、並びに自動認識及びデータ取得技術の使用者及び専門家がコミュニケーションをとる場合に不可欠な用語について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1. スコープ 2. 番号体系 3. 用語及び定義 4. 記号と略語 参考文献 索引	X0500-1, X0500-2, X0500-3	ISO/IEC 19762: Information technology -- Automatic identification and data capture techniques -- Harmonized vocabulary (IDT)	一般社団法人電子情報技術産業協会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	改正	B1801	伝動用ローラチェーン及びブッシュチェーン	Short-pitch transmission precision roller chains and bush chains	この規格は、一般の伝動に用いるローラチェーン及びブッシュチェーン(以下、チェーンという。)の特性について規定する。チェーンに関連するスプロケット及びアタッチメントについては、参考として附属書JA及び附属書JBに示す。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3):用語及び定義の追加、修正を行う。 ・量記号(箇条4):対応国際規格との整合性をとる。 ・最小動的強度(附属書C):計算式の検証を行い、必要あれば修正する。		ISO 606 Short-pitch transmission precision roller and bush chains, attachments and associated chain sprockets(MOD)	日本チェーン工業会 一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	B2710-1	重ね板ばね—第1部:用語	Leaf springs—Part 1: Terms and definitions	この規格は、自動車、鉄道車両、産業機械などに使用する重ね板ばねの製品仕様、設計方法及び試験方法に関する主な用語について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3) ①JIS B 0103にはなく、ISO 18137に記載されている用語及び定義を追加。 ②対応英語は、ISO 18137を反映。 ③図1の用語の示す位置は、JIS B 0103を反映。 ④JIS B 0103、ISO 18137及びISO 26909にはないが、JIS B2710群の第2部以降に記載のある用語及び定義を追加。			一般社団法人日本ばね工業会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	B2710-2	重ね板ばね—第2部:設計方法	Leaf springs—Part 2: Design method	この規格は、自動車、鉄道車両、産業機械などに使用する重ね板ばねの設計方法について規定する。なお、この規格でいう重ね板ばねには、ばね板が一枚だけの場合も含む。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号及び定義(箇条4):JIS B 0156(ISO 16249)に合わせて記号を変更。 ・テーパリーフスプリングの設計(箇条7):テーパリーフスプリングからパラボリックリーフスプリングへの変更。 ・設計計算の計算式に使用する記号は、ISO 18137を反映する。			一般社団法人日本ばね工業会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	B6402	機械プレス—精度検査	Mechanical power presses – Testing of the accuracy	この規格は、一般用の機械プレスのうち、金属材料の打抜き、曲げ、成形、絞り加工などに用いる単動クランクプレス1)、及び単動クランクレスプレス1)(以下、プレスという。)の精度に関する検査について規定する。ただし、特殊構造2)のプレスには適用しない。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(箇条1):現行加圧能力2,500kNを超える能力の機械プレスに拡大 ・精度(箇条3): ①測定方法を引用JIS B 6190-1の最新手法を引用すると共に、小型から大型プレスに適合する測定器を用いた見直し ②許容値の整合性及び妥当性の見直しと一貫性のある式・数値への見直し		ISO 6899(NEQ)	一般社団法人日本鍛圧機械工業会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	B6403	液圧プレス—精度検査	Hydraulic power presses – Testing of the accuracy	この規格は、金属材料の打抜き、曲げ、成形及び絞り加工などに用いる液圧プレス(以下プレスという。)の精度に関する検査について規定する。ただし、横形プレス、スライドガイドをもたないコラム形プレス及び特殊構造1)のプレスには適用しない。	主な改正点は、次のとおり。 ・精度(箇条3): ①測定方法を引用JIS B 6190-1の最新手法を引用すると共に、小型から大型プレスに適合する測定器を用いた見直し ②許容値の整合性及び妥当性の見直しと一貫性のある式・数値への見直し			一般社団法人日本鍛圧機械工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
12	JIS	改正	C5925-5	光伝送用WDMデバイス-第5部:シングルモードファイバビッグテール形中規模1×N DWDMデバイス	Fibre optic WDM devices-Part 5: Non-connectorized single-mode fibre optics middle-scale 1xN DWDM devices	この規格は、屋内環境条件で光ファイバを用いた光伝送に使用するシングルモード光ファイバビッグテール形1×N DWDMデバイスの定格、光学特性並びに耐環境性及び耐久性について規定する。 なお、この規格は、チャネル間隔が50 GHz、100 GHz及び200 GHz、かつ、チャネル数が16≦N≦64のシングルモード光ファイバビッグテール形1×N DWDMデバイスに対して適用する。	主な改正点は、次のとおり。 光ファイバを用いた光伝送に使用する1×N DWDMデバイスの屋内環境用の個別規格であり、次の箇条を改正する。 ・箇条5:挿入損失、偏波モード分散 ・箇条6:耐振性		IEC 61753-081-2:2014, Fibre optic interconnecting devices and passive components performance standard-Part 081-2: Non-connectorized single-mode fibre optic middle-scale 1 x N DWDM devices for category C-Controlled environments(MOD)	一般財団法人光産業技術振興協会 一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	C6122-1-3	光増幅器-測定方法-第1-3部:パワーパラメータ及び利得パラメータ-光パワーメータ法	Optical Amplifiers-Test methods-Part 1-3: Power and gain parameters - Optical power meter method	この規格は、光パワーメータを用いて行う、光増幅器(OA)のパワーパラメータ測定及び利得パラメータ測定の方法について規定する。 この規格の目的は、JIS C 6121の箇条3(用語、定義及び略語)で定義するOAの次のパラメータについて、正確かつ信頼性のある測定を行うために必要な一定の条件を確認することにある。 a) 公称出力信号光パワー b) 利得 c) 偏波依存利得変動 d) 最大出力信号光パワー e) 最大総出力光パワー この規格は、特に単一チャネル用OAに適用することを目的としている。マルチチャネル用OAについては、JIS C 6122-10規格群(マルチチャネルパラメータ測定方法)を参照。 この規格は、商用化されているOAに適用する。ここでいうOAには、光ファイバ増幅器(OFA)、半導体光増幅器(SOA)及び平面導波路形光増幅器(POWA)を含む。OFAには希土類添加OFA及びラマン効果を用いたOFAを含む。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(箇条1) 対応国際規格の改訂に伴い、公称出力信号光パワー、利得、偏波依存利得変動、最大出力信号光パワー、最大全出力光パワーを除くパラメータを適用範囲から削除する。削除するパラメータはJIS C 6122-1において規定する予定。 ・装置(箇条4) 全出力光パワーの測定系の構成を追加する。光源の要求性能に発振スペクトルの裾野の広がりについて新たに規定を追加する。 ・手順(箇条6) 適用範囲から削除するパラメータに関する記述を削除し、最大出力信号光パワー及び最大全出力光パワーに関する手順を追加する。 ・計算(箇条7) 適用範囲から削除するパラメータに関する記述を削除し、最大出力信号光パワー及び最大全出力光パワーを導出するための計算を追加する。 ・測定結果(箇条8) 適用範囲から削除するパラメータに関する記述を削除し、最大出力信号光パワー及び最大全出力光パワーの測定結果に関する記載を追加する。		IEC 61290-1-3:2015, Optical amplifiers - Test methods - Part 1-3: Power and gain parameters - Optical power meter method (IDT)	一般財団法人光産業技術振興協会 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	C6836	全プラスチックマルチモード光ファイバコード	All plastic multimode optical fiber cords	この規格は、屋内で使用する単心及び2心の全プラスチックマルチモード光ファイバ素線に、樹脂シース(外被)を施した全プラスチックマルチモード光ファイバコード(以下、光ファイバコードという。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 箇条の構成も含めて、対応国際規格(IEC 60794-2-41)との整合を図る。規程する箇条の構成及びその内容 1 適用範囲 2 引用規格 3 コードの構造 4 コードの寸法 5 コードの試験及び要求事項 附属書JA(参考)JISと対応する国際規格との対応表		IEC 60794-2-41 Optical fibre cables - Part 2-41: Indoor cables - Product specification for simplex and duplex buffered A4 fibres (MOD)	一般財団法人光産業技術振興協会 一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	C6873	偏波面保存光ファイバ素線	Polarization-maintaining optical fiber	この規格は、偏波保持光ファイバ素線の種類、寸法、機械特性、伝送特性、環境特性及びその試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・箇条5及び6に記載される寸法及び伝送特性をIEC60793-2-70に整合させる。 ・その他細部規定についてもIEC60793-2-70と整合を図る。		IEC 60793-2-70 Product specifications - Sectional specifications for polarization-maintaining fibres(MOD)	一般財団法人光産業技術振興協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
16	JIS	改正	G3109	PC鋼棒	Steel bar for prestressed concrete	この規格は、主としてポストテンション方式によるプレストレストコンクリートに用いるPC鋼棒（以下、鋼棒という。）について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格 最新の規格番号に変更する。JIS Z 2201「金属材料引張試験片」(廃止、Z2241に統合)→JIS Z 2241「金属材料引張試験方法」 ・試験方法 A)試験片 呼び径26mm以上の場合の引張試験に用いる試験片の取扱いを明確に規定する。 B)リラクゼーション試験 JIS Z 2276:2012に規定されている“120時間以上で完了した試験からの外挿”が適用できるよう追加する。 ・機械的性質(強度) 現行規格では「耐力」の評価のみであるが、「耐力又は降伏点」と表記して、降伏点による強度評価も適用できるようにする。			線材製品協会 一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	G3137	細径異形PC鋼棒	Small diameter steel bar for prestressed concrete	この規格は、主としてプレテンション方式によるプレストレストコンクリートに用いる細径異形PC鋼棒（以下、鋼棒という。）について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格 最新の規格番号に変更する。JIS Z 2201「金属材料引張試験片」(廃止、Z2241に統合)→JIS Z 2241「金属材料引張試験方法」 ・試験方法(リラクゼーション試験) JIS Z 2276:2012に規定されている“120時間以上で完了した試験からの外挿”が適用できるよう追加する。 ・機械的性質(強度) 現行規格では「耐力」の評価のみであるが、「耐力又は降伏点」と表記して、降伏点による強度評価も適用できるようにする。			線材製品協会 一般財団法人日本規格協会
18	JIS	改正	G3443-1	水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管	Coated steel pipes for water service Part1:Pipes	この規格は、主に上水道、下水道、工業用水道及び農業用水路に使用する塗覆装鋼管の直管（以下、管という。）について規定する。この規格は、通常、呼び径80 A(外径89.1 mm)～呼び径3 000 A(外径3 048.0 mm)の管に適用する。	主な改正点は、次のとおり。 ①寸法許容差(箇条9.2) 厚さ許容差は現状+側と一側が規定されている。よって、厚さ許容差についてプラス側又はマイナス側を制限する場合の許容差範囲について「JIS G3193:熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」に準じ注記を追加する。			日本水道鋼管協会 一般財団法人日本規格協会
19	JIS	改正	G3443-2	水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管	Coated steel pipes for water service Part2:Fittings	この規格は、主に上水道、下水道、工業用水道及び農業用水路に使用する塗覆装鋼管の異形管（以下、管という。）について規定する。 なお、フランジ接合に使用する六角ボルト・ナット及びガスケットを含む。	主な改正点は、次のとおり。 ①寸法許容差(箇条9.2) 厚さ許容差は現状+側と一側が規定されている。よって、厚さ許容差についてプラス側又はマイナス側を制限する場合の許容差範囲について「JIS G3193:熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」に準じ注記を追加する。 ②寸法許容差(箇条7)厚さ及び寸法許容差の見直し ③形状、寸法及び寸法の許容差(箇条7) ダクタイル鋳鉄管接続用短管に「JIS G5527:ダクタイル鋳鉄異形管」で規定されている耐震タイプの継手など追加する。また、これに伴い寸法許容差についても追加する。 ④引用規格(箇条2) 上記③に伴いJIS G5527を追記する。			日本水道鋼管協会 一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	G3443-3	水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆	Coated steel pipes for water service Part3:Long-life external plastic coatings	この規格は、主に上水道、下水道、工業用水道及び農業用水路に使用する水輸送用塗覆装鋼管の原管外面に施す長寿命形プラスチック被覆について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書「ポリウレタン用プライマー(規定)」を追加する。 ・表2-被覆厚さの表示をⅠ形 1.5mm以上 Ⅱ形 2.5mm以上 と変更する。			日本水道鋼管協会 一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	G3443-4	水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装	Coated steel pipes for water service Part4:Internal epoxy coatings	この規格は、主に工業用水道、農業用水路及び下水道に使用する水輸送用塗覆装鋼管の原管内面に施すエポキシ樹脂塗装について規定する。 なお、この規格は、水源からの導水管など、多目的用途に使用される管路で、管の用途に上水道が含まれている場合には、適用しない。	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書A(規定)エポキシ樹脂塗料 A1エポキシ樹脂塗料 a)溶剤形エポキシ樹脂塗料の組成「ビチューメン」に注を付け、「特定化学物質障害予防規則(特化則)に指定される物質を含まないものとする。」の文言を追加する。 ・表2-塗膜厚さの表示を 0.3mm以上 0.6mm以上 と変更する。			日本水道鋼管協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
22	JIS	改正	L0105	繊維製品の物理試験方法通則	General principles of physical testing methods for textiles	この規格は、繊維製品の物理試験を行う場合の共通的な事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 表1-繊維の公定水分率表の28ページ行目に繊維の種類「ポリアクリレート繊維」繊維名「ポリアクリレート」公定水分率(%) 30.0 を追記する。 さらに、注c)その他の繊維・人造繊維・その他のもの」の公定水分率は0.0%と規定しているが、水分率が0.0%を超える機能性繊維については、検査機関、業界の慣行などを勘案し、適正な水分率を適用することができる。この場合は、水分率を試験報告書に付記する。を削除する。		ISO139:2005 Textiles—Standard atmospheres for conditioning and testing(MOD)	一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
23	JIS	改正	L0204-2	繊維用語(原料部門)―第2部：化学繊維	Glossary of terms used in fibre-Part 2: Man-made fibres	この規格は、繊維工業において原料部門の術語として用いる用語のうち、化学繊維の名称を表す用語について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条2)：附属書JA(参考)に含まれる「アクリレート系繊維」や「エチレンビニルアルコール繊維」等の内容を見直した上で規定に変更する。この他にも新規で追加すべき化学繊維が無いが検討し、ニーズがある化学繊維の追加等を行う。		ISO 2076:2013 Textiles -- Man-made fibres -- Generic names(MOD)	日本化学繊維協会 一般財団法人日本規格協会
24	JIS	改正	L1060	織物及び編物のプリーツ性試験方法(追補改正)	Testing methods for pleating of woven and knitted fabrics	この規格は、織物及び編物の洗濯に対するプリーツ性試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930 繊維製品の家庭洗濯試験方法”に置き換える。 6 装置及び材料 a) 洗濯装置 “JIS L 0217の付表1[記号別の試験方法-洗い方(水洗い)]”を “JIS L 1930の附属書F[C形基準洗濯機(バルセータ式)の洗濯方法仕様書]”に置き換える。 7.1 洗濯操作 a) “JIS L 0217の付表1に規定する試験方法とする。”を “JIS L 1930の附属書F[C形基準洗濯機(バルセータ式)の洗濯方法仕様書]に規定する試験方法とする。”に置き換える。 10 試験報告書 e) 試験結果 “洗濯操作 JIS L 0217 104法。”を “洗濯操作 JIS L 1930 附属書F C4G”に置き換える。		ISO 7769:2009, Textiles—Test method for assessing the appearance of creases in fabrics after cleansing(MOD)	一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	L1062	織物の目寄せ試験方法(追補改正)	Testing methods for distortion and slippage of yarn in woven fabrics	この規格は、摩擦などによって織物に目寄せが発生する度合いを評価するための試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)及びJIS L 1931-3(繊維製品の商業クリーニング-第3部：石油系溶剤によるドライクリーニング試験方法)”に置き換える。 5. 試料及び試験片の採取及び準備 “試料の用途又は繊維素材によってJIS L 0217に規定する水洗い又はドライクリーニングの前処理を行ってもよい。”を “試料の用途又は繊維素材によってJIS L 1930の附属書Fに規定する水洗い又はJIS L 1931-2表1若しくはJIS L 1931-3の表1に規定する前処理を行ってもよい。”に置き換える。 8. 試験報告書 e) 試験結果 “例2:年月日, JIS L 1062, A法(糸ゆがみ法), 荷重 4.4N, 前処理 JIS L 0217 106法 柔軟剤名(商品名可) 3分間浸漬, を “例2:年月日, JIS L 1062, A法(糸ゆがみ法), 荷重 4.4N, 前処理 JIS L 1930の附属書F C4H, 柔軟剤名(商品名可) 3分間浸漬, ”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
26	JIS	改正	L1086	接着しん地試験方法(追補改正)	Testing methods for fusible interlining fabrics and laminated fabrics	この規格は、接着芯地、複合布及び接着布の試験方法について規定する。 この規格で、接着時のアイロン処理又はプレス処理による寸法変化率の求め方を附属書Aに、塩素漂白及びブスコーテングに対する変色度を附属書Bに、参考として示す。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)及びJIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 7.10 はく離強さ 7.10.2 前処理をした状態 a) A法(水洗い洗濯機法) “A法は、JIS L 0217の付表1[記号別の試験方法－洗い方(水洗い)]に規定する方法のいずれかによる。”を “A法はJIS L 1930の附属書Fに規定する方法のいずれかによる。”に置き換える。 7.11 水洗い又はドライクリーニング後の外観変化 “アイロン仕上げは、JIS L 0217の付表1(記号別の試験方法－アイロンの掛け方)に規定する方法のいずれかによる。”を “アイロン仕上げは、JIS L 0001の表5(アイロン仕上げ処理の記号)に規定する方法のいずれかによる。”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
27	JIS	改正	L1092	繊維製品の防水性試験方法(追補改正)	Testing methods for water resistance of textiles	この規格は、繊維製品の防水性の試験方法について規定する。なお、防水性とは、耐水性、はっ水性、漏水性などの総称である。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 6.2.1 洗濯処理 c) C法(家庭用電気洗濯機を用いる方法) “JIS L 0217の付表1[記号別の試験方法－洗い方(水洗い)]の番号103に規定する方法。”を “JIS L 1930の附属書Fに規定するC4M”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
28	JIS	改正	L1094	織物及び編物の帯電性試験方法(追補改正)	Testing methods for electrostatic propensity of woven and knitted fabrics	この規格は、織物及び編物の静電気による帯電性を評価するための試験方法について規定する。また、この規格で、表面漏えい抵抗測定法を附属書A、クレンジング測定法を附属書B並びに測定装置の校正及び動作確認を附属書Cに記載している。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 6. 試料・摩擦布の採取及び準備 6.2 試料の洗濯処理 “試料を洗濯処理する場合には、JIS L 0217に規定する付表1、記号別の試験方法－洗い方(水洗い)の番号103の試験方法によることとし。”を “試料を洗濯処理する場合には、JIS L 1930の附属書Fに規定するC4Mによることとし。”に置き換える。 8 試験報告書 e) 洗濯処理条件 “例1.例2.例3.例4.洗濯処理 JIS L 0217 103 3回後の湯洗い”を “例1.例2.例3.例4.洗濯処理 JIS L 1930 C4M 3回 後の湯洗い”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
29	JIS	改正	L1096	織物及び編物の生地試験方法(追補改正)	Testing methods for woven and knitted fabrics	この規格は、一般的な織物生地(以下、織物という。)及び連続された編目で構成された布で、たて編及びよこ編生地(以下、編物という。)の一般的な特性を評価するための試験方法について規定する。ただし、堅ろう度試験及び物性試験において独立した日本工業規格の試験方法がある場合並びに敷物、ウレタン衣料生地、フロック加工生地及び衣料用接着布については、別に定める試験方法による。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 8.39 寸法変化 8.39.5 試験方法 b) 洗濯処理方法 3) G法(バルセーター形家庭用電気洗濯機法) “JIS L 0217の付表1[記号別の試験方法－洗い方(水洗い)]の番号103に規定の試験方法による。”を “JIS L 1930の附属書F C4Mに規定の試験方法による。”に置き換える。	ISO 3071:2005, ISO 3801:1977, ISO 5084:1996, ISO 7211-1:1984, ISO 7211-2:1984, ISO 7211-3:1984, ISO 7211-4:1984, ISO 7211-5:1984, ISO 7211-6:1984, ISO 7768:2009, ISO 9237:1995, ISO 13934-1:1999, ISO 13934-2:1999, ISO 13936-1:2004, ISO 13936-2:2004, ISO 13936-3:2005, ISO 13937-1:2000, ISO 13938-1:1999, ISO 22198:2006 (MOD)	一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会	

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
30	JIS	改正	L1905	繊維製品のシームバックリング評価方法(追補改正)	Methods for assessing the appearance of seam pucker on textiles	この規格は、繊維製品のうち糸によって縫い合わされた布地又は製品に発生しているシームバックリングの程度を目視評価する方法について規定する。 この規格で、附属書AにISOシームバックリングレプリカのデジタル化を参考として記述した。また、附属書JAに、光学三次元計測法を参考として記述した。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 5 試料及び試験片の採取及び準備 c) 洗濯及び乾燥処理を必要とする場合 1) 洗濯処理 “1.1) JIS L 0217の付表1[記号別の試験方法—洗い方(水洗い)]に規定する方法”を “1.1) JIS L 1930の附属書Fに規定する方法”に置き換える。		ISO 2061:1995, Textiles—Determination of twist in yarns—Direct counting method ISO 2062:1993, Textiles—Yarns from packages—Determination of single-end breaking force and elongation at break ISO 6939:1988, Textiles—Yarns from packages—Method of test for breaking strength of yarn by the skein method (MOD)	一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
31	JIS	改正	L1917	繊維製品の表面フラッシュ燃焼性試験方法(追補改正)	Testing method for burning due to surface flash of textiles	この規格は、繊維製品の表面フラッシュ燃焼性試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)及びJIS L 1931-2(繊維製品の商業クリーニング—第2部:パークロロエチレンによるドライクリーニング試験方法)”に置き換える。 4. 試料の採取及び調整 注(1) 洗濯方法 “a) 水洗いの場合は、JIS L 0217付表1番号103の方法による。”を “水洗いの場合は、JIS L 1930の附属書F C4Mの方法による。”に置き換える。 “b) ドライクリーニングの場合は、JIS L 0217付表1番号401の方法による。”を “ドライクリーニングの場合は、JIS L 1931-2表1(パークロロエチレンによるドライクリーニング試験方法)の方法による。”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
32	JIS	改正	L1919	繊維製品の防汚性試験方法(追補改正)	Testing methods for soil resistance and soil release of textiles	この規格は、繊維製品の防汚性の試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 8.1.1 A-1法(密閉形円筒容器を用いる方法) b) 操作 2) 付いた汚れの落ちやすさ試験 “1) で汚れを付着させた試験片をJIS L 0217の付表1[記号別の試験方法—洗い方(水洗い)]の番号103に規定する方法によって洗濯を行い、室温で平干し乾燥させた後、判定する。”を “1) で汚れを付着させた試験片をJIS L 1930の附属書Fに規定するC4Mによって洗濯を行い、室温で平干し乾燥させた後、判定する。”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
33	JIS	改正	L3416	面ファスナ	Touch and close fastener	この規格は、一般衣料、身の回り品に用いる面ファスナ(以下、ファスナという。)について規定する。ただし、合成繊維製のものに限る。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 7.5.2 a) 水洗い処理 “JIS L 0217の付表1[記号別の試験方法—洗い方(水洗い)]の103による。但し、洗濯、脱水、すすぎ、乾燥(平干し)を連続して5回繰り返す。”を “JIS L 1930の附属書Fに規定するC4Mによって洗濯を行い、室温で平干し乾燥する。これを連続して5回繰り返す。”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
34	JIS	改正	L4107	一般衣料品	Clothing	この規格は、一般衣料品について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)” JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法) JIS L 1931-1(繊維製品の商業クリーニングー第1部:生地及び製品の評価方法) JIS L 1931-2(繊維製品の商業クリーニングー第2部:パークロロエチレンによるドライクリーニング試験方法) JIS L 1931-3(繊維製品の商業クリーニングー第3部:石油系溶剤によるドライクリーニング試験方法) JIS L 1931-4(繊維製品の商業クリーニングー第4部:ウエッククリーニング試験方法)”に置き換える。 5.2 性能 “JIS L 0217の4.1及び4.2の規定に基づく家庭洗濯等取扱い方法の表示について、7.1によって試験したとき、変退色、汚染、寸法変化、縫いの変化などの品質を損なう変化が目立ってはならない。”を “JISL0001の表1～表7の表示について、7.1によって試験を行ったとき、変退色、汚染、寸法変化、縫いの変化などの品質を損なう変化が目立ってはならない。”に置き換える。 7. 試験方法 7.1 性能 “性能は、JIS L 0217の付表1～4による。”を “性能は、JISL0001,JISL1930,JISL1931-2.3.4に規定する試験方法による。”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会
35	JIS	改正	L4212	繊維製防水シーツ	Water proof bed sheets	この規格は、繊維製防水シーツ(以下、防水シーツという。)(1)について規定する。ただし、ポリ塩化ビニルフィルムなど合成樹脂製のもの、病院、療養所などで用いるもの、使い捨て製品などの特殊なものは除く。	主な改正点は、次のとおり。 2 引用規格 “JIS L 0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法”を “JIS L 0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)” JIS L 1930(繊維製品の家庭洗濯試験方法)”に置き換える。 6.6 洗濯後の外観 “水洗い方法は、JIS L 0217の付表1の番号103に規定する方法とし、乾燥方法についてはJIS L 0217の2.2(番号、記号及び記号の意味の表6の番号602)に規定する方法とする。また、アイロンの掛け方は表示がないものはJIS L 0217の付表3の番号303とし、当て布使用とする。”を “水洗い方法はJIS L 1930の附属書Fに規定するC4Mとし、乾燥方法についてはJIS L 0001の3.4.2(自然乾燥記号)の表4の番号445に規定する方法とする。また、アイロンの掛け方は表示がないものはJIS L 0001の3.5(アイロン仕上げ処理記号の詳細)の表5の番号510とし、当て布使用とする。”に置き換える。			一般社団法人繊維評価技術協議会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年7月1日～令和元年7月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
36	JIS	改正	Q20000-1	情報技術－サービスマネジメント－第1部：サービスマネジメントシステム要求事項	Information technology - Service Management - Part 1: Service management systems requirements	この規格は、サービスマネジメントシステム(SMS)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための組織に対する要求事項について規定する。この規格に規定する要求事項には、サービスの要求事項を満たし、価値を提供するための、サービスの計画、設計、移行、提供及び改善が含まれる。この規格は、次のものが利用できる。 a) サービスを求め、そのサービスの質に関して保証を必要とする顧客 b) サプライチェーンに属するものを含め、全てのサービス提供者によるサービスのライフサイクルに対する一貫した取組みを求める顧客 c) サービスの計画、設計、移行、提供及び改善に関する能力を裏証する組織 d) 自らのSMS及びサービスを、監視、測定及びレビューする組織 e) サービスの計画、設計、移行、提供及び改善を、SMSの効果的な実施及び運用を通じて改善する組織 f) この規格に規定する要求事項に対する適合性評価を実施する組織又は他の関係者 g) サービスマネジメントの教育・訓練又は助言の提供者 この規格で使用する用語“サービス”は、SMSの適用範囲のサービスを意味する。この規格で使用する用語“組織”は、顧客に対するサービスを管理及び提供する、SMSの適用範囲の組織を意味する。SMSの適用範囲の組織は、より大きな組織の一部、例えば、大企業の一部門である場合がある。内部又は外部の顧客に対するサービスを管理及び提供する組織又は組織の一部は、サービス提供者としても知られる。用語“サービス”又は“組織”を異なる意図で使用するときは、この規格では明確に区別している。	主な改正点は、次のとおり。 ・ISOが規定するMSS共通の構成・定義・テキストを適用する。 ・プロセス(箇条8) 供給者管理の複雑化に対応するために供給者管理を変更する。 ・プロセス(箇条8) 現在及び今後の顧客の要求(demand)に対応可能とするために要求管理(demand management)を追加する。 ・利便性(箇条8) 現行規格のプロセスを細分化し、内容に合わせて再分類する。 ・手法(全体) 要求事項を満たす方法に自由度をもたせるために、どのようにすべきかに関する詳細な事項(how to do)を削除し、何をすべきかに関する記述(what to do)となるよう変更する。 ・文書(箇条7) 主要な文書だけとなるよう、要求する文書化した情報を最小化する。		ISO/IEC 20000-1:2018(IDT)	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	一般財団法人日本規格協会
37	JIS	改正	Z3284-1	ソルダペースト－第1部：種類及び品質分類(追補1)	Solder paste - Part 1: kinds and quality classification	この規格は、電気機器、電子機器、通信機器などの配線接続及びそれらの部品の製造・製作に使用するソルダペーストの種類及び品質分類について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 JIS Z 3284-1:2014 箇条4(種類)b) 2)の表2を改正する。		IEC 61190-1-2:2014 Requirements For Soldering Paste For High Quality Interconnects In Electronics Assembly(MOD)	一般社団法人日本溶接協会	一般財団法人日本規格協会